

## 国立大学法人高知大学期末手当及び勤勉手当細則

平成17年3月23日  
規則第471号

最終改正 令和6年1月29日規則第47号

(期末手当の支給を受ける職員)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第39条第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（職員給与規則第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第13条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（職員就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（職員就業規則第65条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 非常勤職員（国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第2条第2項第2号の規定の適用を受ける職員をいう。）
- (5) 国立大学法人高知大学職員育児休業等に関する規則（以下「育児休業規則」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員給与規則第48条第2項に規定する職員以外の職員
- (6) 国立大学法人高知大学職員介護休業等に関する規則（以下「介護休業規則」という。）第4条の規定により介護休業をしている職員のうち、職員給与規則第49条第2項に規定する職員以外の職員
- (7) 国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則第2条第4項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員
- (8) 国立大学法人高知大学職員の配偶者同行休業に関する規則第2条第3項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

第2条 職員給与規則第39条第1項で別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職し、又は解雇をされた後基準日までの間において引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、学長が国家公務員に準じて定める者）となった者で、その属する機関において期末手当及び勤勉手当に相当する給与（以下「期末手当等相当給与」という。）の支給について、退職前の在職期間を通算することとしている場合

イ 職員給与規則第 27 条第 1 項で規定する一般職給与適用職員等

第 3 条 期末手当について職員給与規則第 45 条第 7 項ただし書の規則で定める職員は、前条第 2 号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第 4 条 基準日前 1 箇月以内において職員給与規則の適用を受ける常勤の職員としての退職が 2 回以上ある者について前 2 条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（特定幹部職員としない職員）

第 5 条 職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち職員給与規則第 45 条第 1 項に該当する職員以外の職員を除く。）以外の職員とする。

(1) 職員給与規則第 23 条の規定による管理職手当に係る区分が 1 種又は 2 種の役職を占める職員のうち次に掲げる職員

イ 一般職本給表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が 7 級以上の職員

ロ 教育職本給表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が 5 級の職員

ハ 医療職本給表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が 7 級又は 8 級の職員

ニ 医療職本給表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が 6 級又は 7 級の職員

（期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合）

第 6 条 職員給与規則第 39 条第 4 項（職員給与規則第 42 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の一般職本給表(一)以外の本給表の適用を受ける職員で、一般職本給表(一)の職務の級が 3 級以上の職員に相当する職員として規則で定めるものは、別表第 1 の職員欄に掲げる職員（一般職本給表(一)の適用を受ける職員を除く。）とする。

2 職員給与規則第 39 条第 4 項の規則で定める職員の区分は、別表第 1 の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第7条 職員給与規則第39条第4項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち職員給与規則第45条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。

(1) 第5条第1号に掲げる職員

(2) 管理職手当に係る区分が3種から准6種までの職員（医学部附属病院においては4種までの職員）のうち第5条第1号イからニまでに掲げる職員

2 職員給与規則第39条第4項の本給月額に乗ずる割合は、第5条第1号イからニまでに掲げる職員のうち、次の表に掲げるとおりとする。

管理職手当に係る区分	本給月額に乗じる割合
1種の職員	100分の25
2種及び3種の職員	100分の15
4種及び5種の職員	100分の10
6種の職員	100分の8
准6種の職員	100分の7

（期末手当に係る在職期間）

第8条 職員給与規則第39条第2項に規定する在職期間は、本学の職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1条第3号及び第4号に掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、非常勤職員就業規則第2条の規定に基づくフルタイム職員（以下「フルタイム職員」という。）を除く。）として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業規則の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員、介護休業規則の規定により介護休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

イ 育児休業規則第12条の2に規定する出生時育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

ロ 育児休業規則第12条の2に規定する出生時育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

- (3) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
  - イ 職員給与規則第45条第1項、第2項（附属学校教員に限る。）の規定の適用を受ける休職者であった期間
  - ロ 職員就業規則第13条第1項第3号に規定する休職の期間のうち学長の定める期間
  - ハ 職員就業規則第13条第1項第7号に規定する休職の期間のうち学長の定める期間
- (4) 育児休業規則第18条の2の規定により育児短時間勤務をした職員として勤務した期間については、当該期間から当該期間に育児休業規則第18条の12に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- (5) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (6) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (7) フルタイム職員で業務の都合上勤務を要しない期間がある職員として在職した期間のうち、当該勤務を要しない期間（日曜日、土曜日その他の非常勤職員就業規則第29条第1項各号に掲げる日を除く。）については、その全期間

第9条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続いて本学の職員給与規則の適用を受ける職員となった場合に、その期間内においてそれらの者として在職した期間で、直前に属していた機関が期末手当等相当給与を支給していない期間

- イ 職員給与規則第27条第1項で規定する一般職給与適用職員等

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第10条 職員給与規則第40条及び第41条（これらの規定を職員給与規則第42条第5項及び第45条第8項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 前条第1項第1号に掲げる者が引き続き職員給与規則の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第 11 条 学長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続)

第 12 条 職員給与規則第 41 条第 2 項（職員給与規則第 42 条第 5 項及び第 45 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、学長に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第 13 条 学長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第 14 条 職員給与規則第 42 条第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（職員給与規則第 42 条第 5 項において準用する職員給与規則第 40 条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者（第 8 条第 2 項第 3 号イの休職者を除く。）
- (2) 第 1 条第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業規則第 3 条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員給与規則第 48 条第 3 項に規定する職員以外の職員
- (4) 介護休業規則第 4 条の規定により介護休業をしている職員のうち、職員給与規則第 49 条第 3 項に規定する職員以外の職員

第 15 条 職員給与規則第 42 条第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第 2 号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。

- (1) その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) 第 2 条第 2 号に掲げる者

2 第 4 条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第 16 条 職員給与規則第 42 条第 2 項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する

職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第 20 条及び第 20 条の 2 に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第 17 条 期間率は、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第 2 に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第 18 条 前条に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第 1 条第 3 号及び第 4 号に掲げる職員（同条第 4 号に掲げる職員についてはフルタイム職員を除く。）として在職した期間
- (2) 育児休業規則の規定により育児休業（第 8 条第 2 項第 2 号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員、介護休業規則の規定により介護休業している職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（第 8 条第 2 項第 3 号イに掲げる期間並びに同号ロ及びハの休職の期間のうち学長の定める期間を除く。）
- (4) 職員給与規則第 47 条の規定により給与を減額された期間
- (5) 国立大学法人高知大学職員の兼業に関する規則の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項第 2 号に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から職員就業規則第 40 条に規定する休日を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、学長が定める期間を除く。
- (7) 育児休業規則第 19 条の規定による育児部分休業及び介護休業規則第 19 条の規定による介護部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の 1 部について勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (8) 基準日以前 6 箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- (9) 育児休業規則第 18 条の 2 の規定による育児短時間勤務をした職員として勤務した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

- (10) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
- (11) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
- (12) フルタイム職員で業務の都合上勤務を要しない期間がある職員として在職した期間のうち、当該勤務を要しない期間（日曜日、土曜日その他の非常勤職員就業規則第29条第1項各号に掲げる日を除く。）

第19条 第9条第1項の規定は、前条に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第20条 成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める範囲内において、学長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の121.5以上100分の205以下（職員給与規則第39条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の145.5以上100分の245以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の110以上100分の121.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の131以上100分の145.5未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の98.5（特定幹部職員にあつては、100分の118.5）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の90以下（特定幹部職員にあつては、100分の109以下）

（再雇用職員の勤勉手当の成績率）

第20条の2 再雇用職員の成績率は、次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める範囲内において、学長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50.25以上
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の46.75
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の44.75以下

（端数計算）

第21条 職員給与規則第39条第2項の期末手当基礎額又は職員給与規則第42条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

- (1) 国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 22 年規則第 42 号。以下「平成 22 年改正規則」という。) 附則第 5 条第 5 号に規定するそれぞれの基準日現在において同条の特定職員が受けるべき本給月額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(職員給与規則第 39 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 6 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額(第 7 条第 1 項各号に掲げる職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同条第 2 項に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)(平成 22 年改正規則第 5 条第 1 号の最低号俸に達しない場合にあっては、同条第 5 号に規定するそれぞれその基準日現在において同条の特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額(同条第 1 号の本給月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。)及び同条第 3 号の教職調整額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(職員給与規則第 39 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 6 条第 2 項に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に第 7 条第 2 項に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)
- (2) 平成 22 年改正規則第 5 条第 6 号に規定する勤勉手当減額対象額(同条第 1 号の最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)

(雑則)

第 22 条 この細則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 12 日規則第 49 号)

この細則は、平成 19 年 12 月 12 日から施行し、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日規則第 94 号)

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 97 号）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日規則第 17 号）

この細則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規則第 43 号）

（施行日）

1 この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例）

2 平成 21 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 112.5 以上 100 分の 180 以下	100 分の 119 以上 100 分 の 190 以下
第 20 条第 2 号	100 分の 99.75 以上 100 分の 112.5 未満	100 分の 105.5 以上 100 分の 119 未満
第 20 条第 3 号	100 分の 87	100 分の 92
第 20 条第 4 号	100 分の 87 未満	100 分の 92 未満

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 101 号）

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 43 号）

1 この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例）

2 平成 22 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 83.5 以上 100 分の 135 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部 職員（以下この条において「特 定幹部職員」という。）にあつ ては、100 分の 109.5 以上 100 分の 175 以下）	100 分の 81 以上 100 分の 130 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員 （以下この条において「特定 幹部職員」という。）にあつて は、100 分の 107 以上 100 分 の 170 以下）

第 20 条第 2 号	100 分の 74 以上 100 分の 83.5 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 97 以上 100 分の 109.5 未満）	100 分の 71.5 以上 100 分の 81 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 94.5 以上 100 分の 107 未満）
第 20 条第 3 号	100 分の 64.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 84.5）	100 分の 62（特定幹部職員にあっては、100 分の 82）
第 20 条第 4 号	100 分の 64.5 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 84.5 未満）	100 分の 62 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 82 未満）

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 90 号）（改正 平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

- この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 8 条第 2 項第 2 号の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては、当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては、当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

（施行日）

第 1 条 この細則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 26 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例）

第 2 条 平成 26 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 93 以上 100 分の 150 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 119 以上 100 分の 190 以下）	100 分の 102.5 以上 100 分の 165 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 128.5 以上 100 分の 205 以下）
第 20 条第 2 号	100 分の 82.5 以上 100 分の 93 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 105.5 以上 100 分の 119 未満）	100 分の 91 以上 100 分の 102.5 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 114 以上 100 分の 128.5 未満）
第 20 条第 3 号	100 分の 72（特定幹部職員にあっては、100 分の 92）	100 分の 79.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 99.5）

第 20 条第 4 号	100 分の 72 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 92 未満）	100 分の 79.5 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 99.5 未満）
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 35 超	100 分の 37.5 超
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 35	100 分の 37.5
第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 35 未満	100 分の 37.5 未満

附 則（平成 27 年 3 月 11 日規則第 110 号）

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する職員に対し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例）

第 2 条 平成 27 年 12 月期の勤勉手当の成績率については、次表の左欄に掲げる改正後の国立大学法人高知大学期末手当及び勤勉手当細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 106 以上 100 分の 170 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 132 以上 100 分の 210 以下）
第 20 条第 2 号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 94 以上 100 分の 106 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 117 以上 100 分の 132 未満）
第 20 条第 3 号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては、100 分の 97）	100 分の 82（特定幹部職員にあっては、100 分の 102）
第 20 条第 4 号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満）	100 分の 82 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 102 未満）
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 37.5 超	100 分の 40 超
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 37.5	100 分の 40

第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 37.5 未満	100 分の 40 未満
-----------------	----------------	--------------

附 則（平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 29 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（勤勉手当に係る勤務期間の特例）

第 2 条 改正後の第 18 条第 2 項第 2 号の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては、当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては、当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する職員に対し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 28 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例）

第 2 条 平成 28 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 105 以上 100 分の 170 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 131 以上 100 分の 210 以下）	100 分の 112 以上 100 分の 180 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 138 以上 100 分の 220 以下）

第 20 条第 2 号	100 分の 93.5 以上 100 分の 105 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 116.5 以上 100 分の 131 未満）	100 分の 99.5 以上 100 分の 112 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 122.5 以上 100 分の 138 未満）
第 20 条第 3 号	100 分の 82（特定幹部職員にあつては、100 分の 102）	100 分の 87（特定幹部職員にあつては、100 分の 107）
第 20 条第 4 号	100 分の 82 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 102 未満）	100 分の 87 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 107 未満）
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 42 以上	100 分の 44.5 以上
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 38.5	100 分の 41
第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 38.5 未満	100 分の 41 未満

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する職員に対し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 29 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例）

第 2 条 平成 29 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 110 以上 100 分の 180 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 134 以上 100 分の 220 以下）	100 分の 115 以上 100 分の 190 以下（職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 139 以上 100 分の 230 以下）
第 20 条第 2 号	100 分の 98.5 以上 100 分の 110 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 119.5 以上 100 分	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 124.5 以上 100

	の 134 未満)	分の 139 未満)
第 20 条第 3 号	100 分の 87 (特定幹部職員に あつては、100 分の 107)	100 分の 92 (特定幹部職員に あつては、100 分の 112)
第 20 条第 4 号	100 分の 87 未満 (特定幹部職 員にあつては、100 分の 107 未 満)	100 分の 92 未満 (特定幹部職 員にあつては、100 分の 112 未 満)
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 44.5 以上	100 分の 47 以上
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 41	100 分の 43.5
第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 41 未満	100 分の 43.5 未満

附 則 (平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号)

(施行日)

第 1 条 この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する職員  
に対し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例)

第 2 条 平成 30 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 112.5 以上 100 分の 185 以下 (職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部 職員 (以下この条において「特 定幹部職員」という。)にあつ ては、100 分の 136.5 以上 100 分の 225 以下)	100 分の 115 以上 100 分の 190 以下 (職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹 部職員」という。)にあつては、 100 分の 139 以上 100 分の 230 以下)
第 20 条第 2 号	100 分の 101 以上 100 分の 112.5 未満 (特定幹部職員にあ つては、100 分の 122 以上 100 分の 136.5 未満)	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満 (特定幹部職員にあつ ては、100 分の 124.5 以上 100 分の 139 未満)
第 20 条第 3 号	100 分の 89.5 (特定幹部職員に	100 分の 92 (特定幹部職員にあ

	あつては、100 分の 109.5)	つては、100 分の 112)
第 20 条第 4 号	100 分の 89.5 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 109.5 未満)	100 分の 92 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 112 未満)
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 47 以上	100 分の 49.5 以上
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 43.5	100 分の 46
第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 43.5 未満	100 分の 46 未満

附 則 (令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号)

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 19 日規則第 53 号)

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 29 日規則第 37 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 4 年 9 月 29 日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 1 月 31 日規則第 73 号)

(施行日)

第 1 条 この規則は、令和 5 年 1 月 31 日から施行し、令和 5 年 1 月 31 日に在職する職員に対し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例)

第 2 条 令和 4 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 119 以上 100 分の 200 以下 (職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹部職員」という。) にあつては、100 分の 143 以上 100 分の 240 以下)	100 分の 124 以上 100 分の 210 以下 (職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹部職員」という。) にあつては、100 分の 148 以上 100 分の 250 以下)

第 20 条第 2 号	100 分の 107.5 以上 100 分の 119 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 128.5 以上 100 分の 143 未満)	100 分の 112.5 以上 100 分の 124 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 133.5 以上 100 分の 148 未満)
第 20 条第 3 号	100 分の 96 (特定幹部職員にあつては、100 分の 116)	100 分の 101 (特定幹部職員にあつては、100 分の 121)
第 20 条第 4 号	100 分の 87.5 以下 (特定幹部職員にあつては、100 分の 106.5 以下)	100 分の 92.5 以下 (特定幹部職員にあつては、100 分の 111.5 以下)
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 49 以上	100 分の 51.5 以上
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 45.5	100 分の 48
第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 43.5 以下	100 分の 46 以下

附 則 (令和 5 年 6 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、令和 5 年 6 月 29 日から施行し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年 1 月 29 日規則第 47 号)

(施行日)

第 1 条 この規則は、令和 6 年 1 月 29 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日に在職する職員に対し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 12 月期における勤勉手当の成績率の特例)

第 2 条 令和 5 年 12 月期の勤勉手当の成績率は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 20 条第 1 号	100 分の 121.5 以上 100 分の 205 以下 (職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹部職員」という。) にあつては、100 分の 145.5 以上 100 分の 245 以下)	100 分の 124 以上 100 分の 210 以下 (職員給与規則第 39 条第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹部職員」という。) にあつては、100 分の 148 以上 100 分の 250 以下)

第 20 条第 2 号	100 分の 110 以上 100 分の 121.5 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 131 以上 100 分の 145.5 未満)	100 分の 112.5 以上 100 分の 124 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 133.5 以上 100 分の 148 未満)
第 20 条第 3 号	100 分の 98.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 118.5)	100 分の 101 (特定幹部職員にあつては、100 分の 121)
第 20 条第 4 号	100 分の 90 以下 (特定幹部職員にあつては、100 分の 109 以下)	100 分の 92.5 以下 (特定幹部職員にあつては、100 分の 111.5 以下)
第 20 条の 2 第 1 号	100 分の 50.25 以上	100 分の 51.5 以上
第 20 条の 2 第 2 号	100 分の 46.75	100 分の 48
第 20 条の 2 第 3 号	100 分の 44.75 以下	100 分の 46 以下

別表第1 (第6条関係)

本給表	職員	加算割合
一般職本給表(一)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
一般職本給表(二)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級(備考2に定める職員に限る。)の職員	100分の5
教育職本給表(一)	職務の級5級の職員	100分の15 (学長が別に定める職員にあつては100分の20)
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10 (学長が別に定める職員にあつては100分の15)
	職務の級2級の職員 (経験年数5年(修士課程修了)以上の者に限る。)	100分の5
教育職本給表(二)	職務の級4級の職員	100分の15
	職務の級3級及び特2級の職員	100分の10
教育職本給表(三)	職務の級2級の職員	100分の10 (経験年数30年(大学四卒)以上の者に限る。)
		100分の5 (経験年数12年(大学四卒)以上の者に限る。)
医療職本給表(二)	職務の級8級、7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員並びに2級(経験年数15年(短大三卒)以上の者に限る。)の職員	100分の5
医療職本給表(三)	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員及び2級(経験年数15年(短大三卒)以上の者に限る。)の職員	100分の5

備考1 この表の本給表欄の本給表(一般職本給表(一))を除く。)に対応する職員欄に掲げる職員の職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で、次の各号に該当する者は、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

- 一 教育職本給表（一）1級の職員のうち、基準日現在の経験年数が20年（大学四卒）以上の職員及び基準日現在の経験年数が15年（大学四卒）以上20年（大学四卒）未満の職員（特別の知識、経験、技能等を有する職員に限る）で学長が定める者
- 二 教育職本給表（二）1級の職員のうち、基準日現在の経験年数が25年（大学四卒）以上の職員
- 2 一般職本給表（二）の職務の級3級の職員のうち、基準日現在において一般職本給表（二）3級に引き続き1年以上在職した職員で次に掲げるものその他これらに準ずるものとして学長が別に定めるもの
  - 一 高知大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「昇給等の基準に関する細則」という。）別表第2一般職本給表（二）級別資格基準表備考第1項第1号（3）に掲げる職員（以下本号において「一般技能職員」という。）のうち、基準日現在の経験年数が25年（中学卒）以上の職員で数名の一般技能職員を直接指揮監督するもの
  - 二 昇給等の基準に関する細則別表第2一般職本給表（二）級別資格基準表備考第2項各号に掲げる職員（以下本号において「自動車運転手等」という。）のうち、基準日現在の経験年数が自動車運転等の免許取得後20年以上の職員で数名の自動車運転手等を直接指揮監督するもの
  - 三 昇給等の基準に関する細則別表第2一般職本給表（二）級別資格基準表備考第1項第2号に規定する労務職員（甲）の区分に属する職員のうち、基準日現在の経験年数が30年（中学卒）以上の職員で相当数の守衛等を直接指揮監督するもの
  - 四 昇給等の基準に関する細則別表第2一般職本給表（二）級別資格基準表備考第1項第3号に規定する労務職員（乙）の区分に属する職員のうち、基準日現在の経験年数が40年（中学卒）以上の職員又は基準日現在の経験年数が40年（中学卒）未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上のもの

別表第2（第17条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零